

令和2年5月21日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
産業廃棄物対策課

講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について、令和2年5月19日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別紙のとおり事務連絡がありました。

当該事務連絡を受け、令和2年4月10日付けで通知した取扱いを次のとおり変更しますので、ご承知おきいただくよう、貴会員への周知をお願いします。

1 更新許可申請

暫定講習会が開始後も、更新許可申請を予定する全ての事業者が直ちに受講できるとは限らないことから、当面の間は申立書の提出による受理を行います。

暫定講習会の修了証の提出があった場合、従来の講習会の修了証と同様の扱いとし、更新許可の審査を実施します。

2 新規許可申請

講習会の修了証が添付されていない申請書については、受け付けません（従来の取扱いどおり）。なお、暫定講習会の修了証は、従来の講習会の修了証と同様の扱いとし、審査を実施します。

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963（ダイヤルイン）
（担当者 桑原）